

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-1)を提出する必要があります。

【記入例】

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすことまたは自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
 - ・月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ・月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ・原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける
- 2 申請者および申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付または地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではないこと(過去に住宅手当、住宅支援給付、または住居確保給付金を受けたことがない)、または、再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)された
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合または就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職後、その就労による給与収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合または自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があることまたは不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産および収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求め、または銀行、信託会社その他の機関もしくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署または銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署または銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体または社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

〇〇年 〇〇月 〇〇日

品川区長 あて

上記誓約事項および同意事項について確認の上、誓約および同意します。

申請者氏名 品川 太郎

押印してください

印